

令和6年度 学校運営に係る取組方針【中等教育学校版】

次のとおり、令和6年度の学校運営の取組方針をお示しします。

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

(学校目標の視点：「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○学習指導要領に則った教育課程の充実・改善

学習指導要領の趣旨に則り、各学校の学校教育目標を実現するため、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、教育課程の円滑な実施に取り組んでください。

○確かな学力向上のための取組の充実

学習指導要領総則等を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでください。その際、生徒による授業評価や県教育委員会による生徒学力調査の分析の結果など、生徒の実態を把握した上でそれらを生かした授業研究を進めてください。

○キャリア教育の充実、政治参加教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実

成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」等を活用し、政治参加教育や消費者教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実を図ってください。

○県立高校生学習活動コンソーシアムの活用

県教育委員会が発信するコンソーシアムの取組に係る情報を活用し、外部機関との連携に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」を大切にする心を育むための教育の推進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用するなど様々な教育活動を通して、「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。

○人権教育の推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながりのある子どもたちに対する偏見や差別意識がいじめ等の様々な人権課題につながることや、貧困やヤングケアラーなど子どもたちの抱える困難や課題を教職員が的確に認識し、人権教育の推進に取り組んでください。

○健康・体力つくりの推進

子どもたちにスポーツの意義や価値等を理解させ、運動習慣の確立や生活習慣の改善を促してください。

食育についても、全体計画等を作成し、組織的・計画的に取り組んでください。

○生命（いのち）の安全教育の推進

子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育活動全体を通じて「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでください。

○学校安全教育の推進

生徒の実態や地域の実情に応じた生活安全教育、自分事として捉えることのできる災害安全教育、自ら理解し、考えて行動する交通安全教育などを学校安全計画に位置づけて学校安全教育の推進に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

○グローバル人材の育成

英語コミュニケーション能力の更なる育成のため、英語4技能による言語活動を中心とした授業改善を組織的に行うとともに、パフォーマンステストの確実な実施による「指導と評価の一体化」に取り組んでください。

■ 重点3 ○ I C T の利活用の推進

問題発見・解決能力や情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力の育成に資するため、生徒の1人1台型端末を効果的に活用し、学習活動全体の充実に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに的確に応える生徒指導・支援の充実

(学校目標の視点：「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 生徒指導・支援等の充実

■ 重点2 ○困難を抱える子どもへの支援

1人1台端末等を活用した自己チェック等やプッシュ型面談を通じて、困難を抱える生徒を早期に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協働して、医療や福祉等の「アウトリーチ」につなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進するとともに、不登校の子どもたちへの学びの保障や進路支援など、社会的自立に向けた支援の充実に取り組んでください。

○部活動の持続可能な運営体制の整備

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」をめざし、学校の部活動の方針に則り、部活動指導員や外部人材を積極的に活用するなど、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制の整備に取り組んでください。

(2) インクルーシブ教育の推進

■ 重点1 ○インクルーシブな学校づくり・授業づくり

生徒一人ひとりの状況に合わせた教育活動になっているかを見直し、対話を通して適切に変更や調整を行うことで、すべての生徒が等しく学習者として参加できる学校づくり・授業づくりを目指してください。

○校内支援体制の充実

すべての生徒が安心して学べる環境を整え、多様な学びを充実させてください。

○通級による成果の活用

後期課程においては、自校の生徒・保護者に対して県立横浜修悠館高等学校における他校通級の制度の周知を図るとともに、生徒の状況を把握し、適切に対応してください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実

(学校目標の視点：「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

○職場体験・インターンシップの充実

キャリア・パスポートの推進を踏まえ、社会的・職業的な自立に向けた有効な手立てとして位置付け、コンソーシアムサポーターを活用するなど、生徒の希望する体験先の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点：「地域等との協働」に関する内容)

(1) 地域等との協働の推進

○コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会において実施される学校関係者評価に加えて第三者の視点で学校を評価する機能を加えますので、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、引き続き取り組んでください。

○地域と連携した教育活動及び地域での学びの場づくりの推進

学校運営に地域人材を活用するなど、地域と連携・協働して教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座にも取り組むなど、開かれた学校づくりの推進を図ってください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備

(学校目標：「学校管理、学校運営」に関する内容)

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

令和6年度から4年間の新たな学校教育計画等を策定するとともに、それらに基づく1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

重点4 ○不祥事防止の徹底

性犯罪・性暴力等事案（わいせつ事案）を始めとする不祥事を根絶し、生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員の意識醸成や校内環境及び組織体制の整備を徹底してください。

重点4 ○校務におけるコンプライアンスの徹底

答案用紙の紛失やSNSでの個人情報の漏えいなど、不注意による事故が発生しています。個人情報を含む行政文書の適切な管理を行い、事故防止を図ってください。

私費会計（学校徴収金、団体徴収金）についても、私費会計基準に沿った適正な会計処理を着実に実施するため、ダブルチェックを徹底する等、組織的な事務処理体制を整えてください。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

重点5 ○教員の働き方改革

ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて自らの人間性や創造性を高め、子どもたちと向き合う時間を確保するため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取組を進めてください。

○地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが避難してきた場合を想定し、災害の性質に応じた具体的な対応や感染症防止のための対応等について積極的に市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。

○組織的・計画的な学校安全管理の推進

地域の災害特性を踏まえた避難訓練及び危機管理マニュアルに基づいた不審者侵入に係る3段階チェック体制の着実な実施、自転車ヘルメット着用努力義務化を踏まえた通学ルールの設定など、学校安全管理の推進に取り組んでください。